

教科書文庫  
4  
670  
33-1942  
2000014601

高等  
小學

商業教科書

第二學年兒童用

文部省

41104

教科書文庫

4
670
33-1942
20000 14601

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



教科書文庫  
4  
670  
33-194  
200001460

375.7  
M014

高等小學  
商業教科書

第二學年兒童用

広島大学図書  
2000014601



文部省



目 録

第一課	鐵道	一	第十二課	火災保險	二八
第二課	旅客運送	二	第十三課	海上保險	三〇
第三課	貨物運送	三	第十四課	運送保險	三四
第四課	自動車運送	八	第十五課	生命保險	三五
第五課	小運送業	一〇	第十六課	金融	三八
第六課	海運	一二	第十七課	銀行	四〇
第七課	船舶	一三	第十八課	預金	四二
第八課	海運業務	一六	第十九課	手形交換	四五
第九課	倉庫	二一	第二十課	割引	四七
第十課	倉庫業務	二三	第二十一課	貸付	五〇
第十一課	保險	二五	第二十二課	爲替	五二

目 録

第二十三課	その他の銀行業務……………	五三	第三十五課	組合……………	八〇
第二十四課	貯蓄銀行……………	五五	第三十六課	合名會社及び合資會社……………	八二
第二十五課	特別銀行……………	五六	第三十七課	株式會社……………	八五
第二十六課	信託業……………	五九	第三十八課	産業組合……………	八八
第二十七課	無盡業及び質屋……………	六三	第三十九課	商業組合……………	九一
第二十八課	取引所……………	六五	第四十課	公企業……………	九三
第二十九課	外國貿易……………	六九	第四十一課	カルテル及びトラスト……………	九四
第三十課	商港及び税關……………	七一	第四十二課	費用と利益……………	九五
第三十一課	商工會議所……………	七四			
第三十二課	同業組合……………	七五			
第三十三課	商業興信所……………	七七			
第三十四課	個人商人……………	七八			



### 高等商業教科書 第二學年兒童用

#### 第一課 鐵道

人が旅行する場合や商品を他地方に運送する場合には、屢、鐵道、自動車、汽船などの交通機關が利用せられる。

交通機關の發達は人の交通を便利にし、物品の移動を容易にして、國民生活の向上に貢獻する。

鐵道は陸上の交通機關の中最も重要なもので、迅速、安全、正確に大量の運送をすることが出来る。我が國では明治五年東京横濱間に開通して以來年々發達を遂げ、今日では殆ど全國に普及した。

鐵道業は一般公衆のために旅客及び物品の運送に従事するも

鐵道業

鐵道

交通機關

のであるから、重要な鐵道は國有となつてをり、私有鐵道に對しては政府が嚴重な監督をしてゐる。

第二課 旅客運送

鐵道の中には市街鐵道などのやうに旅客だけを運送するものもあるが、多くは旅客と物品との運送を行ふ。

我が國有鐵道では、旅客運送を一等・二等・三等の三級に分けてゐるが、近年一等車の運轉は制限せられて、事實上殆ど二級制度となつてゐる。

國有鐵道の普通旅客運賃は長距離となるに従つて賃率が遞減せられる。二等運賃は三等の二倍、一等は三等の三倍とし、定期乗車券・回数乗車券には特別の賃率を定め、教員・學生・生徒・軍人・團體旅客などに對しては運賃の割引を行ふ。なほ急行列車・寢臺車・貸切車には特別の料金を要する。

旅客運送

旅客運賃

手廻品

手荷物

旅客の携帯する手廻品で、危害を他に及す虞のないもの、同乗客に迷惑を及さないもの、座席又は通路を塞ぐ懸念のない程度のものは自由に車内に持込ませる。その他のものは手荷物として鐵道に委託させ、旅客列車に連結する荷物車で運送し、着驛で旅客に引渡す。手荷物は旅客一人につき一箇を無賃で扱ひ、それ以外は手荷物運賃を徴收し、又一定の地域を限り、料金を徴して配達する。

第三課 貨物運送

鐵道で貨物として運送する物品の扱ひ方には、次の三種がある。

(一) 小荷物扱 一般に荷物車に載せ得る程度の極めて少量の物品を運送する方法である。この扱は距離と重量とに従つて運賃を課し、通常、受取人の居宅まで無料で配達する。

(二) 小口扱 小荷物扱に適しないやうな大きな物品の中の比較

小荷物扱

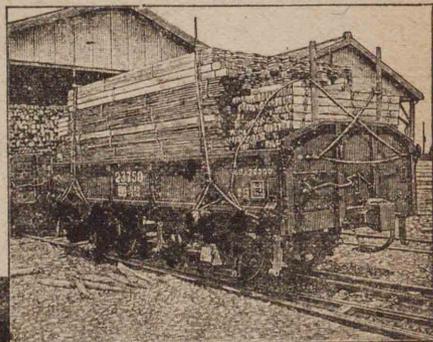
小口扱

車扱

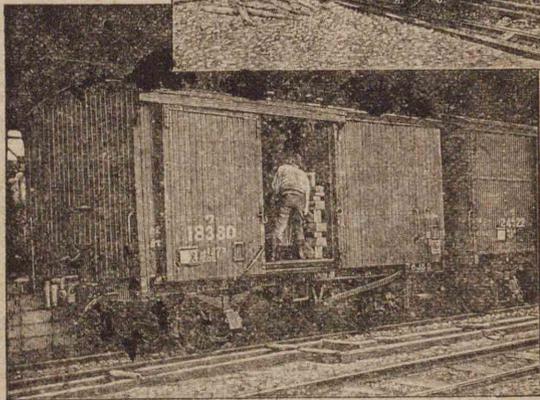
的小量の貨物を運送する方法であつて、荷送人がもよりの驛や運送店へ申込みば、通常、荷送人の戸口から荷受人の戸口まで、鐵道が責任を以て運送する。運賃は貨物の重量及び運送距離によつて計算せられ、集貨配達の費用までその中に含まれてゐる。しかし、たとひ、小口扱のできる重量のものであつても、一箇一箇が特に大きな物品や、貴重品、危険品、動物等の集貨配達はしないことになつてゐる。

(三)車扱 大量の貨物を運送する方法であつて、貨車を専用して運送する。貨物の積込・取卸は荷送人及び荷受人の負擔である。運賃は貨物の等級、貨車の大きさ、運送距離によつて計算せられ、小口扱よりも低廉なのが常である。なほ、貨物運賃は以上の外に種々の割増及び割引があり、各種の事情に適合するやうに定められてゐる。

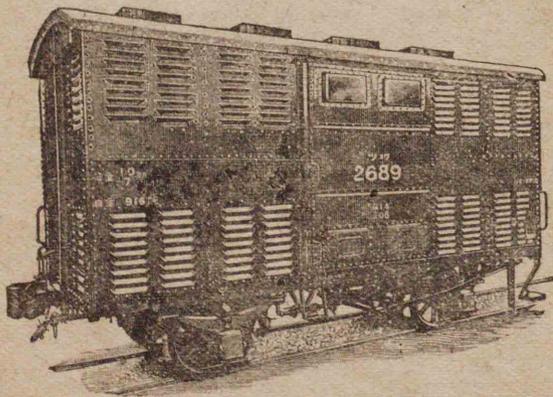
貨車の圖



無蓋貨車



有蓋貨車



通風貨車

貨物の託送

貨物運送狀

小口扱貨物  
申告書

貨物通知書

貨物引換證

貨物の託送には原則として何等の書面を要せず、口頭で申込みばよい。たゞ車扱並びに貨物引換證請求代金引換、その他特殊の取扱を要するものは、貨物運送狀によつて申込まなければならぬ。なほ、近年、計畫輸送の必要から、小口扱は前日の定刻までに、小口扱貨物申告書を出して驛の承認を受けることになつてゐる。

鐵道が運送を引受け、貨物を受理したときは、通常、貨物通知書を發行して荷送人に交付する。貨物通知書は貨物の受取證であつて、荷送人が保管すればよい。着驛では荷受人の印章によつて貨物が引渡される。

鐵道では特に請求があるときには、貨物引換證を發行する。これは貨物を代表する證券で、貨物引換證が發行せられた場合に、着驛で貨物の引渡を受けるには必ずこれを提出しなければならぬ。

貨物運送狀

昭和15年11月20日申込

品名	留	番	京	後	運賃料金支拂方法	引換代金
品名	下岡	番	山	後		
住所氏名	東京市神田区田代町七番地	住所氏名	京城府並木町106	小口		
氏名	大西商店	氏名	中端電機商會			
品名	ソケット	数量	1	重量	54	565
箱入						339

貨物引換證請求  
價格貳百四拾圓也

貨物引換證

No. 50

品名	留	番	現	車	現	車
住所氏名	東京市神田区田代町	住所氏名	長野縣上野郡存那富村			
氏名	本吉助商店	氏名	村山五郎			
品名	茶	数量	240	重量	15000	228
箱入						3420

發行者 留 留



な用達をも引受けるから便利である。このやうにして近距離の貨物運送には自動車の利用が近時著しく盛になつた。

第五課 小運送業

小運送業

貨物の陸上運送は鐵道だけで完成するものではない。即ち發送地に於ける荷送人の戸口から驛までの運送、並びに到着地に於ける驛から荷受人の戸口までの運送を必要とし、この運送機關としては自動車、馬車などが用ひられる。しかし鐵道は原則として、自己の鐵道による運送のみに従事し、前後の運送には關係しない。故に荷送人が他地方に貨物を運送しようとする場合には、先づ自己の戸口から驛までの運送を自動車業者や馬車業者などに依頼し、次に鐵道に運送を委託し、更に到着地に於ける荷受人の戸口までの運送を自動車業者や馬車業者に依頼しなければならぬ。その間に於ける手數と費用とはおびたゞしく、ため

小運送の圖



小運送業の  
取締

に商取引の圓滑を妨げ、商品の移動を滞らせる。殊に小口の貨物を運送しようとする者にとつては著しく不便である。故に荷送人と運送業者との間に立つて、荷送人の戸口から荷受人の戸口までの一切の貨物運送を引受ける小運送業が成立した。小運送業は單に運送を引受けるばかりでなく、自ら貨物引換證を發行したり、貨物の荷造及び保管、保險の代辨、代金の取立などを行つたりする。従來は小運送業の開業が自由で

あつたから、多數の運送店が濫立し、弊害もすくなくなつた。そこで昭和十二年に小運送業法が制定せられ、小運送業の開始には政府の免許を要し、又運賃料金などの決定及び變更には認可を要するなど種々の監督を受けることになつた。なほ小運送業者間の取引先は全國に及び、その間に運賃の受拂などの關係を生ずるから、貸借の決済や業務上の連絡のために日本通運株式會社が設立せられた。

第六課 海運

海運

海運は鐵道と相並んで重要な交通機關である。四面環海の我が國では殊に大切であり、國力の發展に大なる關係がある。

我が國の海運

我が國の海運は明治初年以來漸次發展して來たが、歐洲大戰によつて一大飛躍をなし、遂に世界第三位を占めるに至つた。

海運と鐵道

海運は迅速・安全及び正確の三點では鐵道に劣るけれども、愉快・

海運業

自由及び費用の三點では鐵道に優れてゐる。殊に運送費用については鐵道は到底海運の敵ではない。海運業を営むものは自ら船舶を所有して運航させることが多いが、又時には他人の所有する船舶を傭ひ入れて營業することもある。

定期航海と不定期航海

海運業には定期航海を主とするものと不定期航海を主とするものがある。定期航海とは航路及び發着期日を一定して規則正しく航海するものをいひ、これに對して時と所とを定めず貨物の在る所を追つて航海するものを不定期航海といふ。

第七課 船舶

船舶の種類

船舶には帆船と汽船との別があるが、大きな船舶は大抵汽船である。

船舶はその運搬する目的物によつて客船・貨客船及び貨物船の



吃水

漕を走る速さである客船には二十節以上のものもあるが、貨物船の速さは一般に遅い。

(三)吃水 船舶が水中に沈んでゐる部分の深さを吃水といふ。積荷のすくないときは吃水が浅く、多いときは深い。吃水が深いときは危険を伴ふから、満載吃水線を表示して積荷を制限することになつてゐる。

第八課 海運業務

旅客運送  
貨物運送  
船荷證券

海運でも旅客運送の等級を一等・二等・三等の三級に分けるのが普通であるが、時にはこの外に特別三等を加へて四級とすることもある。運賃は同じ等級でも、室の良否などによつて差別がある。近距離の場合の外は、運賃中に旅客の食費並びに各種待遇費が含まれてゐる。手荷物是一定量までは無賃で運送する。

貨物運送には通常、船荷證券が発行せられる。船荷證券は貨物代

帝國郵船株式會社 船荷證券

第125番

參 錢 ①  
收入印紙

記 號	東海丸六次	東京	大連	早川忠雄
	安平包入砂糖	六百俵	四拾噸	六圓五拾錢
輸 出 地	東 京	荷 送 人	大川武吉	價 格
輸 入 地	東 京	輸 送 金	壹萬參仟貳百圓也	立 替 金
前 送 金	貳百六拾圓也	向 送 金		

輸入地又ハ接續地ニ於ケル我  
社會庫若クハ我社契約社外倉  
庫收容中火災ノ責ニ任セス

輸入地諸經費及危險貨主持

右荷物裏面ニ掲クル條件ヲ以テ船積致候 大連 到着ノ上ハ本證券ト  
引換ニ當社所定ノ荷捌所ニ於テ 清水 殿 ニ御渡可申候也

昭和△年六月貳拾日 帝國郵船株式會社東京支店  
東京市ニ於テ本證券 貳 通ヲ作成ス其壹通ニ對シ 支店長 小山 孝吉 ①  
運送品ノ引渡ヲ爲シタルトキハ他ノ各通ハ効力ヲ失フヘシ

注意 此證券クテハ荷物引取難出來故荷渡地ノ荷主又ハ荷取扱店ニ必ス送付セラルヘシ

參 錢 ④  
收入印紙

### 帝國郵船株式會社荷物受取證

記 號	荷 造	品 名	箇 數	重 量 又 ハ 體 積	輸 出 地
⑤	樽 入 醬 油	貳 百 箇	參 百 才	一 噸 二 付 六 圓 也	西 野 回 漕 店
輸 出 地	東 京	荷 送 入	小 川 忠 夫 殿	價 格	八 百 四 拾 圓 也
前 拂 運 送 貨 金	四 拾 五 圓 也	向 拂 運 送 貨 金	立 替 金		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">           輸入地諸經費 及危險貨主持         </div>					

右荷物運送方御委託ニ付正ニ受取候也就テハ裏面ニ掲クル條件ヲ以テ運送シ函館到着ノ上ハ當社所定ノ荷捌所ニ於テ 横山政治 殿又ハ持參人へ御渡可申上候也

(注意) 此荷物受取證ヲ發行シタル荷物ニ對シテハ船荷證券ハ發行不致候事

昭和△年六月拾貳日

帝國郵船株式會社東京支店  
支店長 小山孝吉 ④

注意 此證引換ニ荷渡可致候ニ付荷渡地ノ荷主又ハ荷扱店へ必ス御送付ノ事

荷物受取  
證  
小荷物受  
取證

運賃計算  
法

回漕問屋

表證券であつて、鐵道の貨物引換證と同じやうに用ひられる。船荷證券が請求せられない場合には、荷物受取證が發行せられ、到着港でこれと引換に貨物が引渡される。又小荷物に對しては小荷物受取證が發行せられる。

運賃の計算法は、大體に於て、重量品に對しては重量によつて計算し、百斤噸などを單位とする。又輕量品に對しては體積によつて計算し、才噸などを單位とする。その他、貨物の箇數によるもの、價格によるものなどがあり、商品の種類及び地方の慣習により千差萬別である。

貨物の運送を委託しようとする者が直接に船會社と交渉することは手續が煩雜であるから、常に積送を行ふもの以外は回漕問屋に委託するのが便利である。運賃などについてもその方が有利な場合がすくなくない。又船會社から見ても、回漕問屋に貨

船運送

備船

船の圖



物を集めさせる方が便利である。  
船舶が沖に碇泊する場合などに、陸上との間に於ける運送には船が用ひられる。  
貨物の運送にはなほ鐵道の車扱に匹敵する方法がある。即ち船艙の全部又は一部を貸切り船主が運送を引受けるものであつて、これを備船といふ。備船の運賃を備

船料といひ、箇々の運送契約の運賃に比べて低廉であるから、大量貨物の運送に有利である。

第九課 倉庫

倉庫業

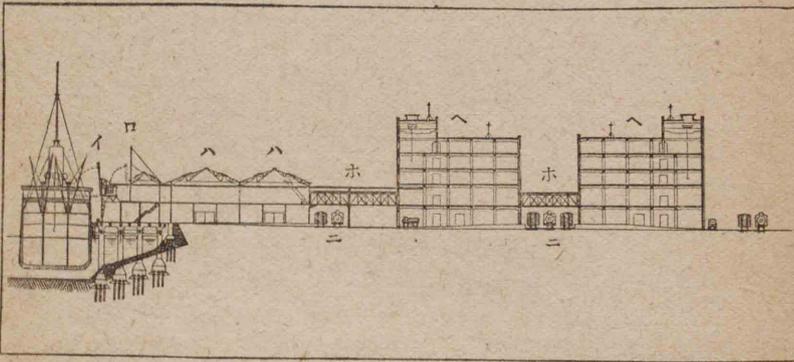
倉庫の位置及び構造

特別倉庫

前學年で學んだやうに、商人が大量の商品を保管する際には、自家用の倉庫を用ひることもあるが、又屢、倉庫業を利用する。倉庫業はそれらの品物に適する倉庫を設備して他人のために貨物を保管し、それに對して保管料を收得する。  
倉庫の位置は水陸交通の便がよく、生産地、消費地に近いことを必要とする。倉庫の構造は堅牢、安全、便宜を主とし、火災、盜難、震災、濕氣、風化、鼠害などを豫防し、又貨物の出入を便利且敏速にする設備として起重機、昇降機などを設けることも必要である。  
倉庫には普通倉庫の外に、種々の特別倉庫がある。農家の生産した米、麥、繭などを保管して特別の便宜を提供する農業倉庫や、乾

倉庫證券

港に設けられた倉庫に於ける  
海陸連絡設備の圖



- イ 起重機 (解船荷役用)
- ロ 起重機 (本船荷役用)
- ハ 上屋
- ニ 引込貨車
- ホ 陸橋
- ヘ 倉庫

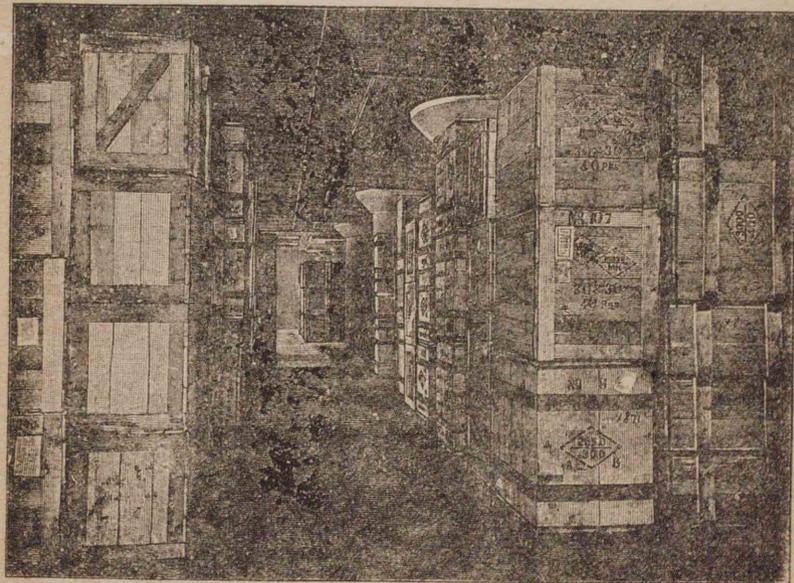
第十課 倉庫業務

第十課 倉庫業務

倉庫業者が貨物の保管を引受けたときに

繭設備を有する乾繭倉庫や、冷蔵設備によつて鮮魚・肉類・鶏卵・果實などを保管する冷蔵倉庫などがこれである。

倉庫内の部の圖



倉荷證券

保管

保管料

倉庫業の効益

は、寄託者の請求によつて倉庫證券を發行する。倉庫證券は既に學んだ鐵道の貨物引換證や船荷證券と同様の性質を有するものであつて、保管中の貨物を賣買したり、これを擔保としたりする場合には倉庫證券を引渡すのである。倉庫證券は一枚のものが普通であつて、これを倉荷證券といふ。もし寄託者が倉庫證券の發行を請求しない場合には通常、貨物受取證を交付する。倉庫業者は貨物を引取つた上は、返還する時まで注意深く保管しなければならぬ。我が國では原則として保管を引受けた貨物に火災保險を付けることになつてゐる。保管料は重量・體積・價格及び期間に従つて計算せられる。倉庫業の効益は種々あるが、寄託者側から見ると

(一) 必要な時だけ利用するから、自家倉庫に比べて經濟的であること。

(二) 設備が完全で、専門家が責任を以て保管するから、危險がすくないこと。

(三) 倉庫證券によつて保管中の貨物を簡単に賣却し得ること。

(四) 倉庫證券によつて金融の便を得ること。  
などの利益がある。

倉庫業にはこのやうな効益があるけれども、それは倉庫業者が誠實に營業する場合に限るものであつても、もし放漫な營業をするときは種々の弊害を生ずる。故に法律は倉庫業者に對して保管上種々の義務を課し、又倉庫業者が倉庫證券を發行するには政府の許可を要する。

第十一課 保險

保險

我々が生活して行く間に種々の事故が発生し、それがために金錢の必要を感じることがすくなくない。即ち家屋の燒失、船舶の

保險の種類

損害保險

沈没、運送中の盗難などのやうな思ひがけない財産上の事故のために、或は人の生命に關する事故や老後の生活などのために金銭を要する場合がある。このやうな必要に應ずるために、多數の人が豫め一定の金額（保險料）を出し合ひ、互に萬一の場合を保護する制度が保險である。

(一) 損害保險

財産上の事故に關する保險であつて、火災保險、海上保險、運送保險などがこれに屬する。

生命保險

(二) 生命保險

人の生存、死亡に關する保險である。

保險業

保險の目的を達するためには多數の人々が協同しなければな

保險關係者

らないが、これ等の人々が任意に集まることは困難である。故に保險を希望する人々のために保險の引受を専門とする事業が発生した。これが保險業である。保險業は國民生活に關係する所が大であるから、これを營むには政府の免許を必要とし、その營業について嚴重な監督を受けることになつてゐる。

保險の關係者は次の通りである。

(一) 保險者 一定の保險料を徴して保險契約を締結し、事故發生の際に保險金を支拂ふ義務を負ふ者である。通常、保險業者がこれに當る。

(二) 保險契約者 保險者と保險契約を結ぶ者であつて、保險料を支拂ふ義務を負つてゐる。

(三) 被保險者 損害保險では事故發生の際に保險者から保險金の支拂を受ける者であつて、通常、保險契約者と同一人である。な

ほ生命保險では保險の目的たる人が被保險者である。  
(四) 保險金受取人 生命保險で保險金を受取る者である。

第十二課 火災保險

火災保險

火災によつて家屋や家財・商品・機械などに生じた損害を填補することを目的とする保險が火災保險である。火災保險業者の填補する損害は、火災による焼失は勿論、煙のための汚損や熱のための変質、變形や注水による濡損などにも及ぶ。しかし通常、保險契約者又は被保險者の悪意又は重大な過失によつて生じた損害、戦争や地震のために生じた火災による損害などは填補しないことになつてゐる。

超過保險

元來、損害保險は現實に被つた損害を填補するものであつて、例へば火災保險に於て三千圓の價額を有する家屋が火災によつて焼失した場合には、最高三千圓を填補する。しかし、もしこの家

第六五四參壹號

參 錢 取締役 會長代理 之印

保險契約者 大和武夫 殿 同 人 殿 保險ノ目的ノ所有者

火災保險證券

一 保險金額金 壹萬圓也

一 保險料 金 四拾五圓六拾五錢也

一 保險期間 自昭和〇年拾壹月壹日午後四時(壹萬年間)

一 保險ノ目的ノ所在 東京市日本橋區江戸橋壹丁目貳番地

一 保險ノ目的ナルモノノ種類 構造及七月方

一 木造瓦葺貳階建店舖兼住宅壹棟

一 二商品(小間物、化粧品類)一式

二 家具什器衣類器具一式

三 家什什器衣類器具一式

四 土造瓦葺平家建倉庫壹棟

五 商品(小間物、化粧品類)一式

保險金額金 參千圓也

保險金額金 參千圓也

保險金額金 貳千圓也

保險金額金 貳千圓也

一 保險金支拂場所 東京

當會社、昭和〇年拾壹月壹日前記ノ通り火災保險ノ契約ヲ締ビ保險料ヲ領收シタルヲ以テ此證券裏面ニ記載ノ約款ニ據リ右保險ノ目的ノ火災ヲ保險スルモノ也

昭和〇年拾壹月壹日東京市ニ於テ作成ス

關東海上火災保險株式會社

取締役會長西村英一代理

田中敏雄 會長代理 之印

本 店 東京市錦町九丁目七番地

支店 神戶市東區通丁自一至五番地

支店 大阪市東區通丁自一至五番地

支店 大塚店 東京市大塚一丁目七番地

保險證券

屋に五千圓の保險契約を結んだとすれば、超過部分の二千圓は無効である。このやうな場合を超過保險といふ。二箇以上の會社と契約した場合にその合計金額が超過しても同様である。保險契約が成立すると、それを證明するために保險證券が發行せられる。以下説明する各種の保險についても、皆保險證券が發行せられる。

第十三課 海上保險

海上保險

海上保險は航海に關する事故によつて生ずる損害を填補する保險である。保險者の負擔する危險の範圍は甚だ廣く、通常は船舶の沈没、坐礁、火災、衝突などによる損害を填補するのであるが、特約があれば盜難及び海賊、船員の惡行、戰爭及び變亂などによる損害をも填補し、又その事故發生の場所も航海中に限らず、建造中の船舶、積込前又は積卸後運送中の貨物などに對しては陸

全損と分損

上に及ぶこともある。  
海上保險に付せられる主なものは船舶と積荷とであるが、又運賃や希望利益なども保險に付することが認められてゐる。  
航海に關する事故によつて船舶積荷などの被る損害には全損と分損との二種がある。

- (一) 全損 船舶又は積荷が全く滅失するか、又は殆ど全滅に等しい損害を被つた場合をいふ。
- (二) 分損(海損) 船舶又は積荷の一部分の損害をいひ、次の二種に分たれる。

共同海損

(イ) 共同海損 船舶が遭難したとき、船長が船舶又は積荷の一部を犠牲にして共同の危險を免れることがある。このやうな場合に生じた損害及び費用を共同海損といひ、救はれた船舶積荷の所有者などが協同してこれを分擔する。

參 錢 取 締 役 會 長 兼 理 之 印 收 入 印 紙		第八四六號 貨物海上保險證券 (明治三十一年十月制定)	
船	帝國汽船東海丸積	船	昭和六年六月貳拾日橫濱出帆
航	港積東京 港積大連	航	港積東京 港積大連
路	港航順路	路	港航順路
補填ノ種類	特擔分損擔保 (東京積)	補填ノ種類	特擔分損擔保 (東京積)
保險金	壹萬參仟貳百圓也	保險金	壹萬參仟貳百圓也
保險料割合	(保險金) 契約ノ通り	保險料割合	(保險金) 契約ノ通り
保險料金		保險料金	
保險料	一時拂 支拂場所 東京市	保險料	一時拂 支拂場所 東京市
保 險 目 的 砂糖 六百俵 荷受人 清水操殿 以下餘白		船 舶 帝國汽船東海丸積 昭和六年六月貳拾日橫濱出帆	
當 會 社 ハ 右 保 險 ノ 目 的 ニ 對 シ 昭 和 △ 年 六 月 拾 九 日 保 險 契 約 ラ 取 締 ヒ タ ヲ コ ト 確 實 ナ リ 依 テ 危 險 ノ 發 生 ス コ ト ア ラ ハ 本 證 券 ニ 記 載 セ ル 填 補 ノ 種 類 及 裏 面 各 條 項 ノ 定 ム ル ト コ ロ ニ 從 ヒ 被 保 險 者 大 川 武 吉 殿 又 ハ 其 指 圖 人 ニ 對 シ 無 相 違 其 損 害 ラ 填 補 ス ヘ シ 爲 後 日 保 險 證 券 仍 而 如 件 昭 和 △ 年 六 月 貳 拾 日 東 京 本 店 ニ 於 テ 作 成 ス		關 東 海 上 火 災 保 險 株 式 會 社 取 締 役 會 長 西 村 英 一 代 理	
火 災 保 險 上 關 東 海 上 火 災 保 險 株 式 會 社 之 印		大 川 武 吉 殿 保 險 契 約 者	
本 會 社 支 店 東 京 市 有 明 町 九 丁 目 七 番 地 大 阪 支 店 大 阪 市 東 區 高 橋 三 丁 目 二 番 地 神 戶 支 店 神 戶 市 東 區 高 橋 三 丁 目 二 番 地 支 店 支 店 支 店 支 店 支 店 支 店 支 店 支 店 支 店 支 店		田 中 敏 雄 會 長 兼 理 之 印	

單獨海損

海上保險業者の填補の範圍

全損のみ擔保

單獨海損不擔保

單獨海損擔保

(ロ) 單獨海損 共同海損以外の總べての分損を指し、船主又は荷主が各單獨に負擔する損害である。

航海に關する事故によつて生ずる損害及び費用には、右のやうな種類があるが、保險業者は必ずしも常にこれ等の全部を負擔するのではなく、各場合に契約によつて填補すべき損害及び費用の範圍を限定する。その定め方に通常、次の三種がある。

(一) 全損のみ擔保 全損の場合にだけ填補の責任を負ふもので、保險者の責任は最も狭く、隨つて保險料は最も安い。

(二) 單獨海損不擔保(特擔分損不擔保) 全損と共同海損との場合にだけ填補の責任を負ふものである。しかし慣習上、單獨海損であつても、それが船舶の沈没・火災・坐礁・膠沙衝突に起因する場合には填補することになつてゐる。

(三) 單獨海損擔保(特擔分損擔保) 全損と共同海損の外、單獨海損

の場合も填補の責任を負ふもので、保険者の責任は最も廣く、随つて保険料は最も高い。しかし海上では僅少の損害は常に発生しやすいものであるから、一定割合以下の小損害は船舶の沈没・火災・坐礁・膠沙衝突に起因する場合を除き、これを填補しないことに定められてゐる。これを免責歩合といふ。

第十四課 運送保険

運送保険

損害の範圍

運送保険は陸上運送についての保険である。即ち鐵道・自動車・馬車などによる運送中の物品並びに湖沼・河川・運河を船舶などによる運送中の物品に對する保険である。運送保険業者の填補すべき損害の範圍は廣く、脱線・顛覆・衝突・坐礁・沈没・火災その他の事故による損害を包含するけれども、通常は契約によつて地震・盜難・蟲害・鼠害などのために生ずる損害を除外する。

第十五課 生命保険

生命保険

死亡保険

生存保険

養老保険

生命保険は人の死亡したとき、又は一定の年齢に達したときに保険金を支拂ふものである。これに次の三種がある。  
(一) 死亡保険 被保険者の死亡したときに保険金を支拂ふものであつて、終身保険ともいふ。  
(二) 生存保険 被保険者が一定の年齢に達すると保険金を支拂ふものであつて、例へば六十歳受取生存保険の如きものである。又學資保険及び結婚資金保険といつて幼年者を被保険者とする生存保険もある。なほ徴兵保険といふものもある。  
(三) 養老保険 死亡保険と生存保険とを兼ねたものであつて、被保険者が一定の年齢に達したときにも、又はそれ以前に死亡したときにも保険金を支拂ふ。我が國ではこれが最もよく普及してゐる。

### 極東生命保險株式會社

#### 卅年滿期養老生命保險證券

利益分配附 (保險金償還支拂特約條項附)

收入印紙  
第六參貳六參貳號

專取之印  
務役務

#### 一 保險金五仟圓也

契約日及保險期間ノ始期  
昭和拾△年四月壹日  
保險契約者 森田鶴太郎殿

満期  
昭和拾△年四月壹日  
被保險者 森田龜次郎殿

毎壹年分保險料  
取ルヘキ者 森田梅子殿  
金壹百四拾貳圓五拾錢也

保險料拂込期日  
四月壹日

右保險契約者ト當會社ハ此證券ノ裏面ニ記載シタ

ル約款ニ據リ利益分配附養老保險契約ヲ締結シ當

會社ハ前記ノ契約日ニ於テ第一回保險料ヲ領收セ

リ依テ右保險契約者ハ前記ノ滿期間保險料ヲ當會

社ニ拂込ニ當會社ハ右被保險者カ滿期日迄生存シ

タル時ハ被保險者ニ若シ其以前ニ死亡シタル時ハ

右保險金ヲ受取ルヘキ者ニ前記ノ保險金額ヲ拂渡

スヘキモノ也

昭和拾△年四月貳日

極東生命  
株式會社  
東京市麹町區丸ノ内壹丁目貳番地ニ於テ作成

山下良之輔

專取之印  
務役務

### 年金保險

#### 官營保險

簡易生命  
保險

郵便年金

健康保險

生命保險の保險金は通常、その支拂時期に全額を一時に支拂ふものであるが、又契約を結んだ時から、或はその後一定の年齢に達した時から被保險者の終身又は一定期間を限つて、毎年一定金額を支拂ふものもある。これを年金保險といふ。なほ現今、政府は次のやうな保險を營んでゐる。

#### (一) 簡易生命保險

郵便局で取扱ふ小額の生命保險であつて、保險金額は一千圓を最高限度とする。保險料は毎月拂で、契約に際して身體検査を施さないのがその特色である。

#### (二) 郵便年金

郵便局で取扱ふ年金保險である。

#### (三) 健康保險

政府又は健康保險組合が保險者となり、工場や鑛山の労働者な

などを強制的に被保険者とする保険である。被保険者の疾病及び負傷に對しては療養の給付及び傷病手当金、死亡に對しては埋葬料、分婉に對しては分婉費及び出産手当金を支給する。その費用は原則として事業主及び被保険者が分擔するが、政府もその一部を負擔する。

## 第十六課 金融

## 資金の必要

商業・工業は勿論、どんな事業にも資金を必要としないものは殆どない。しかし事業を起さうとする者が必ずしも十分の資金を自ら有するとは限らず、折角有益な事業を企てても實現の出来ない場合がある。殊に又、現に事業を營んでゐる者が資金不足のためにその事業を發展させることの出来ない場合もすくなくない。

## 資金の餘裕

このやうに一方では資金の不足を嘆ずる者があると同時に、他

## 金融

方では資金を有しながら自ら運用することの出来ない者もすくなくない。即ち他に職業を有するため、或は資金運用の知識、經驗に乏しいため、或は小額であるためなどの理由から運用の出来ない場合が屢々ある。

故に餘裕のある人々の資金を必要のある者に供給することが出来れば、資金が活用せられ、それによつて各種の事業が興り、國民生活を向上させることが出来る。このやうに資金を有無相通ずることを金融といふ。

## 金融機關

しかし資金を必要とする者が自ら資金の餘裕ある人々を見出すことは困難であり、金額その他の點で一致しない場合がすくなくない。故に兩者の中間に立つて、一方から資金を預り、他方にこれを貸付ける仲介者が必要である。この大切な任務に當るものが金融機關である。

銀行

金融機關としては先づ銀行があり、その外、信託會社、無盡會社、質屋がある。又前に説明した保險會社や後に述べる信用組合、商業組合なども重要な金融機關である。

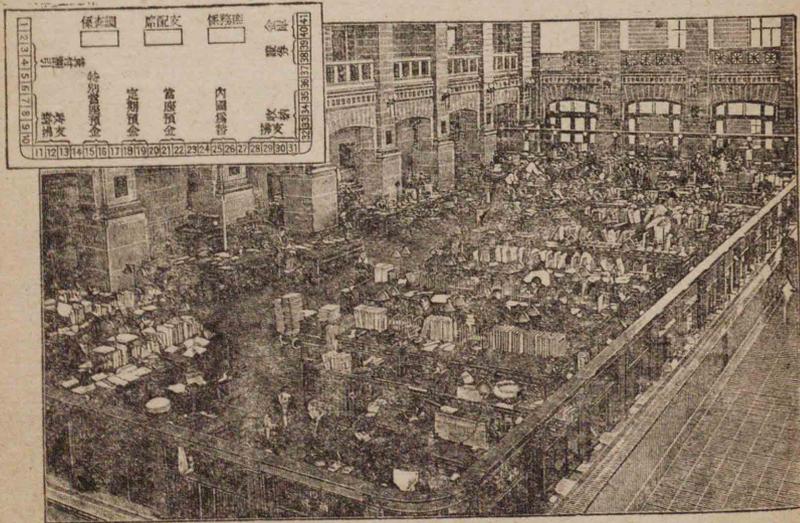
第十七課 銀行

銀行は一般の人々から預金の受入れをなし、又資金を必要とする者に貸出をなすことを業とする。

銀行の効益は主として次のやうなものである。

- (一) 餘裕のある人々から資金を預つて、これを安全確實に利殖する。
- (二) 各種の事業に必要な資金を貸出して、その發達を促進する。
- (三) 小切手の使用によつて受拂を簡便にし、通貨の使用を節約する。
- (四) 他地方への送金や代金の取立などを行ひ、利用者に便宜を與

銀行内の部の圖



銀行の種類  
普通銀行  
貯蓄銀行  
特別銀行

へる。

銀行は普通銀行・貯蓄銀行及び特別銀行の三種に大別せられる。普通銀行・貯蓄銀行の設立には政府の免許を要し、その業務については種々の監督が加へられてゐる。特別銀行は特別の目的のために設立せられたものである。貯蓄銀行及び特別銀行については後に説明する。

第十八課 預金

預金

普通銀行が貸出に用ひる資金は主として預金によつて得られる。

預金の種類

當座預金

預金には種々あるが、主なものは次の四種である。

(一) 當座預金

請求あり次第何時でも拂戻す約束で預り、拂戻の請求には小切手及使用せられる預金である。

特別當座預金

當座預金者は通貨ばかりでなく、受入れた小切手や手形などを預け入れて盗難紛失を免れ、且取立を行はしめる。又他に支拂の必要があるときには、一旦銀行から通貨を引出すことなく、小切手を振出せばよい。このやうにして當座預金者は通貨授受の手數と危険とを省き、銀行に出納事務を取扱はせることが出来る。そればかりでなく、有力な銀行に當座取引を開いてゐることは預金者の信用を高めることになる。しかし銀行から見ると、當座預金は何時拂戻を請求せられるかも知れないから、その資金の全部を貸出などに運用することは出来ない。且受拂が頻繁であるから手數が多く掛かる。故に利子は各種預金の中で最も低率である。

(二) 特別當座預金

當座預金と同じく請求次第何時でも拂戻す約束の預金である。

が、預入も引出も共に通帳による。この預金は廣く小額の餘裕資金を有する人々からそれを集めて安全確實に利殖させようとする趣旨のものである。随つて貯蓄預金に近いものであるが、一回の預金高は十圓以上に限られる。利子は當座預金に比べて幾分高率である。

定期預金

(三) 定期預金

豫め六箇月などと期間を定めて預り、その期限までは拂戻を行はない預金であつて、専ら利殖のために用ひられ、預金者には定期預金證書が交付せられる。銀行ではその期間内、安心して運用することが出來手數も掛からないから、利子は各種預金中最も高率である。現今、我が國では定期預金が最も多い。

通知預金

(四) 通知預金

引出の數日前に豫め通知の上引出すことを約束する預金であ

る。随つて銀行では通知があつてからその拂戻の準備を行へばよい。通知預金は、通常數萬圓以上とまとまつた資金を他に利用するまで一時の利殖をするために行はれ、その利率は定期預金に次いで高い。

第十九課 手形交換

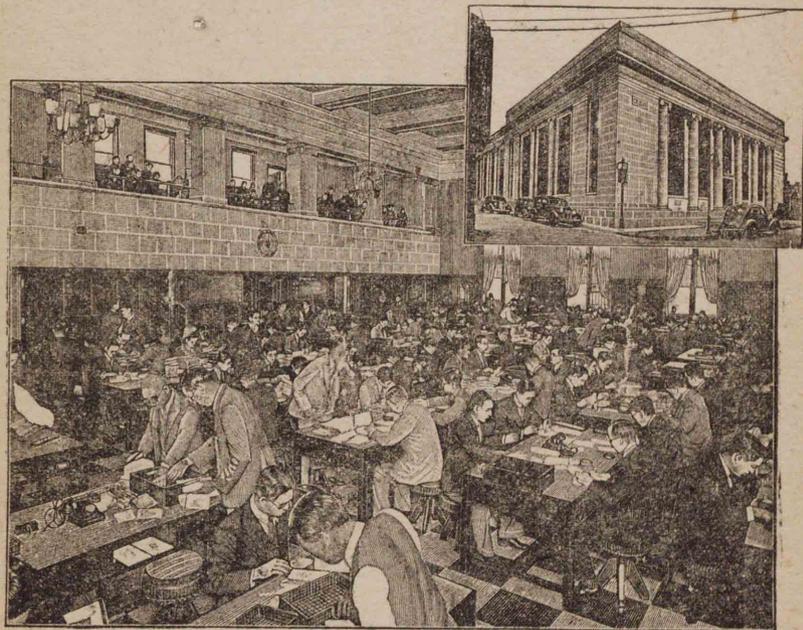
小切手の使用

小切手の使用によつて當座預金の拂ひ出される方法には次の三つの場合がある。

- (一) 預金者が小切手を振出して自ら銀行から通貨を引出し、或は小切手を他人に交付し、これを受取つた者が銀行に請求して支拂を受ける。
- (二) 預金者から小切手の交付を受けた者がこれをその支拂銀行に預け入れる。
- (三) 小切手の交付を受けた者がこれを他の銀行に預け入れる。

手形交換

東京手形交換所及びその内部の部の圖



銀行の利用が盛になると、主として第二及び第三の場合が多くなる。

第二の場合には、銀行は小切手振出人の預金から受取人の預金に振替へて決済する。

第三の場合に於ても、銀行が預金者から受入れた小切手を一支拂銀行から取立てるとすれば、その手

代理交換

數は甚だ煩雜である。又銀行が預金者から他銀行を支拂場所とする手形の取立を依頼せられたときも同様である。故に各銀行は毎日定刻にこの種の小切手手形などを一定の場所に持寄り、相互に受取るべきものと受拂ふべきものとを交換して差引計算を行ひ、その差額だけを支拂する制度を設けるやうになつた。これを手形交換といひ、その場所を手形交換所、これに加入してある銀行をその組合銀行（東京では社員銀行）といふ。

なほ組合銀行以外の銀行は、手形交換所の承認があれば、組合銀行のどれかに交換を委託することが出来る。これを代理交換といふ。

第二十課 割引

貸出

銀行が資金を融通する主要な方法は貸出である。貸出には割引と貸付との二種がある。

割引料

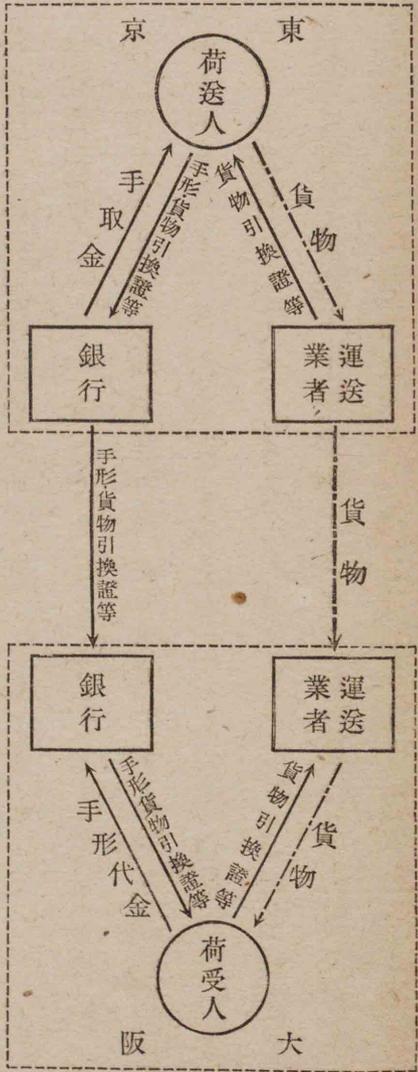
再割引

荷爲替

商人などが取引先その他から満期前の約束手形や爲替手形を受入れたときに、そのまま満期まで保有して支拂を受けてもよいが、又銀行に依頼してこの手形を譲渡し、資金の貸出を受けることが出来る。このやうに銀行が取引先の依頼に応じて満期前の手形を買取り、資金を貸出することを割引といふ。この場合に銀行は手形買取の日から満期までの日數に對する利子を差引いて残額を依頼者に支拂ふ。その利子を割引料といふ。

銀行は割引によつて買取つた手形を自行資金の都合によつて他の銀行に割引を依頼することがある。これを再割引といふ。

割引の一種として荷爲替手形の割引がある。荷爲替手形は他地方に貨物を賣渡したときなどに、それに對する貨物引換證券、船荷證券などを擔保として添附した手形で、銀行はこのやうな手形の割引に應ずる。これを荷爲替の取組といふ。銀行がこの荷爲替



手形を割引したときは、手形と附屬書類とを支拂人の所在地にある銀行に送付して手形代金を取立てさせる。取立の依頼を受けた銀行は、通常、手形代金支拂のときに添附の證券を支拂人に引渡す。

このやうにして、代金の支拂と貨物代表證券などの引渡とが同時に行はれるので、荷爲替には第一學年で學んだ代金引換と同

じ効益があるばかりでなく、賣手は割引によつて即時に代金を受取ることが出来、金融上甚だ好都合である。

なほ銀行は荷爲替手形の割引を行はず、單に代金取立を引受けることもある。この場合には荷送人は手形が支拂はれた後に始めて手形代金を受取ることが出来る。

第二十一課 貸付

貸付の種類

證書貸付

貸付には次の種類がある。

(一) 證書貸付

貸付に當り借入金證書を作成させるものであつて、長期貸付に行はれることが多い。

手形貸付

(二) 手形貸付

貸付に當り借主に手形を振出させ、これを銀行が割引をする。故に形の上では割引と同一であるが、この場合には手形が貸付の

當座貸越

ために新に作成せられることを特徴とする。このやうに貸付に手形が使用せられるのは、手形には第一學年で學んだやうな長所があるからである。手形貸付は現今最も多く行はれてゐる。證書貸付でも、手形貸付でも、確實な擔保品を差入れさせ、又は保證人を立てさせることが普通である。

(三) 當座貸越

當座預金者は資金の不足に備へるため、一定の限度までは預金残高を超えた小切手を振出し得るやうに豫め銀行と契約することがある。これを銀行から見ても當座貸越預金者から見ても當座借越といひ、又その限度を借越極度といふ。通常、この極度に相應する擔保品の差入が必要である。當座借越の返済期日は定められてゐないから、何時でも返済が出来ればかりでなく、利子は借越期間中だけ支拂へばよい。故に借主からいへば、必要な期間だ

けを限つて借入れることが出来るから、甚だ便利である。しかし銀行にとつては、何時貸越となるか不明であるから、常にこれに對する資金の準備を必要とし、しかも金融逼迫の際には極度まで利用せられる虞がある。

コ  
ー  
ル  
ロ  
ン

(四) コールローン  
翌日返済せられる貸付、並びに貸主又は借主から前日に通知があつて返済せられる貸付などをいふ。通常、貸主から見てコールローン、借主から見るとコールマネーといふ。これは主に銀行その他の金融業者の間に行はれ、その際に手形仲立人が媒介することが多い。

第二十二課 爲替

爲替

他地方に代金を送付する場合などに銀行の送金爲替が利用せられることは第一學年で學んだ。これとは逆に受取人の側から

支拂人に宛てて爲替手形を振出し、銀行にその割引を依頼することがある。その主なものは第二十課で學んだ荷爲替である。要するに他地方にある者との間の貸借關係について、直接に通貨を輸送せず、銀行などの仲介によつて決済する方法が爲替である。

内國爲替と  
外國爲替

爲替は國內各地間ばかりでなく、國際間にも行はれ、それ／＼内國爲替及び外國爲替といふ。外國爲替にも送金爲替、荷爲替などがあり、送金爲替には普通爲替と電信爲替との別がある。外國爲替では相手國と貨幣を異にするから、交換の割合を定めなければならぬ。この交換の割合を爲替相場といひ、需要供給の關係によつて變動する。

第二十三課 その他の銀行業務

銀行は以上述べた預金貸出爲替の外、次のやうな各種の業務を

有價證券投資

營む。

(一)有價證券投資

銀行は必ずしもその有する資金の全部を貸出に運用するものではなく、屢、有價證券、殊に國債に多額の投資をする。

代金取立

(二)代金取立

取引先の依頼に應じて手形代金、公債及び社債の元利金、株式の配當金などの取立を行ふ。

保護預り

(三)保護預り

貴金屬、寶石、有價證券、重要文書その他の貴重品を保管する。

手形引受

(四)手形引受

取引先の依頼に應じて、自行宛の手形を振出すことを許し、その手形が呈示せられたときに引受を行ふ。これによつて手形の信用を高めて資金の融通を助ける。

證券の發行  
引受及び受  
託賣買

(五)證券の發行引受及び受託賣買

公債、社債などの發行を單獨又は他銀行などと協同して引受け、これを一般投資家に賣出す。又取引先の委託を受けて證券の賣買を行ふ。

貯蓄銀行

第二十四課 貯蓄銀行

貯蓄銀行は零細な資金を預り、安全確實に運用することを目的とする。貯蓄銀行では次のやうな預金を取扱ふ。しかし小切手によつて支拂をする預金は許されない。

(一)普通貯金 隨時に預入及び引出の出来る預金であつて、一回十圓未滿の金額を受入れることも許される。

(二)据置貯金 例へば最初の三箇月間に隨時二回以上預金を受入れ、その後の三箇月を据置期間とし、合計六箇月の後に拂戻すといふやうな仕組の預金である。その期間には種々ある。

郵便貯金

(三) 定期積金 一年・二年・三年・五年などを期間とし、その期間中毎月一定の金額を受入れ、期限に至つて拂戻すものである。屢、月掛貯金と稱せられる。

(四) 定期預金その他

貯金を取扱ふものには貯蓄銀行の外になほ郵便局がある。郵便貯金には通常貯金、据置貯金、月掛貯金などがあつて、その資金は大藏省預金部に受入れられ、同部で國債その他有價證券投資、貸付金などに運用せられてゐる。

第二十五課 特別銀行

我が國には次のやうな特別銀行がある。

(一) 日本銀行

我が國の中央銀行であつて、各銀行からの預け金を受入れ、各銀行へ貸出を行ひ、銀行の銀行としての地位にある。又、銀行券發行

日本銀行

横濱正金銀行

の特權を有し、國庫金の出納、國債の引受等も行ふ。このやうに金融の中心をなす銀行である。

(二) 横濱正金銀行

外國爲替の中心機關として設立せられ、世界各地に多數の支店を有する。

我が國に於ける外國爲替の大部分を取扱ひ、我が爲替相場を指導してゐる。同行の相場は我が外國爲替相場の標準となる。その業務としては外國爲替の賣買、貨幣の交換の外、普通銀行業務も行ふ。

日本興業銀行

(三) 日本興業銀行

工業界その他、多額の設備資金を必要とする方面に長期金融を行ふことを目的とする。その業務としては有價證券、財團、船舶、土地、建物などを擔保とする貸付をなし、又、社債の應募、或は引受そ

日本勸業銀行及び農工銀行

の他、普通銀行業務を営む。特に現下に於ては社債の引受を盛に行ひ、生産擴充の資金を供給する重要な機關である。その資金を得るために興業債券を發行することが出来る。

(四) 日本勸業銀行及び農工銀行  
 不動産を擔保とし、農工業方面などへ低利で長期資金を供給することを目的とする。その業務としては土地・建物などを擔保とする五十箇年以内の年賦償還貸付や五箇年以内の定期償還貸付などを行ふ。その資金を得るために、日本勸業銀行は勸業債券を、農工銀行は農工債券を發行する。日本勸業銀行は東京に本店を有して全国的に比較的大口貸付をなし、農工銀行は一府縣を營業區域として比較的の小口貸付をするのを建前とする。互に連絡して營業するが、近年、農工銀行の多數は日本勸業銀行に合併せられて、その支店となつた。

北海道拓殖銀行

(五) 北海道拓殖銀行

北海道及び樺太の拓殖事業に對する金融を主眼とし、不動産擔保の年賦償還貸付などを行ふ外、普通銀行業務をも營む。

朝鮮殖産銀行

(六) 朝鮮殖産銀行

北海道拓殖銀行と同様な業務を朝鮮に於て營む。

臺灣銀行

(七) 臺灣銀行

臺灣に於ける中央銀行として設立せられ、臺灣に流通する銀行券の發行權を有し、又普通銀行業務をも營む。

朝鮮銀行

(八) 朝鮮銀行

臺灣銀行と同一の地位を朝鮮に於て有する。

第二十六課 信託業

信託の必要

所有財産を安全確實に管理運用して行くには多くの知識と經驗とを必要とする。世間には相當の財産を有しながら、この方面

信託の性質

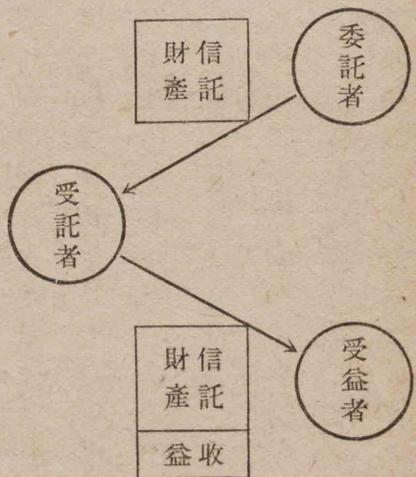
に於ける知識・經驗に乏しく、又他に職業を有するなどの理由から自ら財産の管理運用に當り得ない人がすくなくない。このやうな場合に他人に委任して代理をさせることも出来るが、代理人では財産を完全に運用することが出来ないから、結局本人の利益に反するやうになる場合もある。故に、もし財産所有者がその所有權を或信託すべき人に移し、委託を受けた者がこれを適當に管理運用又は處分して、それによつて生じた收益を委託者又はその子孫などに受取らせることにすれば、甚だ好都合である。このやうな必要のために生じたのが信託の制度である。

信託とは財産の所有者がその所有權を他人に移轉したりなどして、一定の目的に従ひ財産の管理又は處分をさせることをいふ。この場合に信託を依頼する人を委託者、信託を引受ける人を受託者、信託した財産の元本とそれから生ずる收益とを受取る

信託業

信託會社

指定金銭信託



人を受託者といひ、信託せられた財産を信託財産といふ。廣く一般の人々から委託を受け、營業として信託を引受けることを信託業といふ。信託業を營む者を信託會社といひ、政府の免許を受けることを要する。

信託會社の行ふ業務には種々あるが、現今行はれてゐる最も主要なものには指定金銭信託である。これは又信託預金とも稱せられ、或期間を定めて金銭を受託し、これを委託者の指定した方法例へば有價證券擔保貸付、公社債投資、銀行預入などに運用し、收益を計算期毎に受益者に支拂ふか又はこれを元金に組入れ、期間満了の際に元利金を受益者に支拂ふものである。但し指定金

帝國信託株式會社

受託者 山崎五郎殿

委託者 山崎五郎殿

東京市麹町區丸の内壹丁目五番地

昭和△年拾壹月拾八日

帝國信託株式會社 常務取締役 川田昭太郎 之印

信託期間 自昭和△年拾壹月拾八日 至昭和□年拾壹月拾七日 五年 每月一箇月間

信託財產交付期 信託契約終了日ノ翌日

收益元本組入期 毎年五月末及十一月末

前記要旨及裏面記載ノ信託契約條項ニ依リ

本日貴殿ト締結シタル信託契約ノ證トシテ

本證書ヲ交付致候也

受益者 山崎五郎殿

一信託金額 金壹仟圓也

要旨

指定金錢信託證書

收入印紙

參覽之取締務 帝國信託株式會社 之印

C No. 01234

¥1,000.-

有價證券の  
信託

その他の業  
務

無盡又は頼  
母子講

錢信託は一口五百圓以上、期間二箇年以上のものに限る。

信託會社は有價證券の信託を引受けることもある。即ち公債證書社債券及び株券の信託を引受け、これを管理して利子や配當金を受取つたり、或は國債を他人に賃貸して賃貸料を收めたりなどする。

その他、不動産・金錢債權の信託を引受けたり、一定の附隨業務を營んだりすることもある。

いづれの場合にも信託會社は一定の信託報酬又は手数料を收める。

第二十七課 無盡業及び質屋

我が國には古くから無盡又は頼母子講といふ金融制度があつて、新規に開業しようとする者がその資本に不足するとか、病氣療養その他のため特別の支出を要するとかの場合などに利用

## 無盡業

せられた。即ち資金入用者の親族友人などが集つて、先づ毎月一定の金額を一定期間積立てることを約束する。例へば二十人の者が毎月五圓づつ、二十箇月間掛けることに定まると、最初に集つた総額百圓を前記の資金入用者が借受ける。二箇月目からは抽籤又は入札によつて掛金者の中で一人づつ順序を定め、その月に集つた掛金を借受ける。このやうにして二十箇月の後には全額の掛金が終ると共に、掛金者の全部がそれ〴〵資金を受取ることになる。又或一人の援助を目的とせず、最初から借入の順序を抽籤又は入札によつて決定する無盡もある。

無盡又は頼母子講は今日でも相當に行はれ、これに對して大抵の府縣では取締をしてゐる。

無盡を營業として行ふことも出来る。これを無盡業といひ、無盡業者が中心となつて無盡を組織し、それに關する全責任を負ふ

## 質屋

代りに、それから生ずる利益を収める。無盡業を營むには政府の免許を要する。

次に質屋は有價證券、裝身具、衣類などを擔保品（質物）として手許に預り、その擔保品の價額に應じて金額を三・四箇月位の期限内で貸付ける營業である。質屋營業は府縣知事などの免許を要し、種々の取締を受けてゐる。

## 公益質屋

更に公益質屋といふものがある。これは市町村又は公益法人によつて營まれるもので、一口十圓、一世帯五十圓を限度として小額の資金を低利で貸付ける。

## 第二十八課 取引所

商品や有價證券などを賣買しようとする者がその相手方を見出し、公平な値段で取引を行ふことは必ずしも容易でない。殊に相當まとまつた數量の賣買については困難なことが多い。故

## 取引所の必要

## 取引所の種類

にもし毎日定刻に一定の場所で賣買が行はれることに定められてをり、賣手も買手もそこに來て互に相手方を求めることとすれば、大抵の賣買は成立し、大量の取引も困難でないことになる。そればかりでなく、多數の賣手と買手とが集つて公然と賣買を行ふから、比較的公平な値段で取引せられることになる。このやうな必要から發達して來たものが取引所である。

取引所で賣買する者は一定の資格を有するものに限られてゐる。さうして一般の人が取引所で賣買に参加しようとするときには前記の一定の資格を有する者に委託すればよい。

取引所は賣買せられる目的物の種類によつて次の二種となる。

(一) 株式取引所 公債證書、社債券及び株券を賣買する。

(二) 商品取引所 米、生絲、棉花、綿絲、人造絹絲、砂糖などのやうな商品を賣買する。

## 取引の種類

取引所で行はれる取引には實物取引と清算取引との二種がある。實物取引では賣手は必ず約束の證券又は商品を提供し、買手は必ず代金を提供して決済しなければならぬ。しかし清算取引では實物と代金との授受を行つてもよいが、又同一證券又は商品の同一期日、同一數量の賣約定と買約定とを帳消にして、その約定値段の差額だけを受拂して決済してもよい。

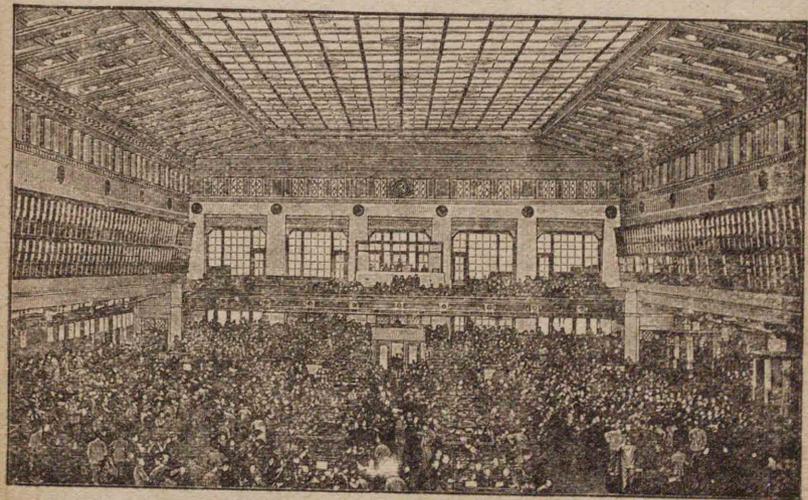
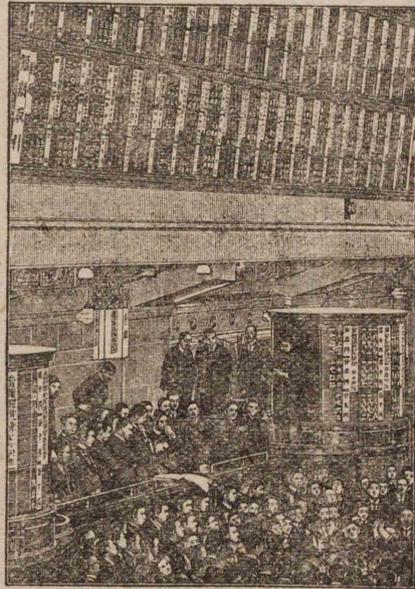
## 公定相場

取引所では多數の賣手と買手とが現れて公開且自由な市場で大量の賣買取引を行ふ。故にそこで成立する公定相場はその時その地方に於ける需要供給に適合した公正な相場である。取引所は公定相場を公示することを要し、これが取引所以外に於ける一般の賣買取引の基準となる。

## 相場の安定

取引所では將來相場を變動させるやうな諸種の事情が察知せられるときは直ちにこれを見越して賣買取引が行はれるから、

東京株式取引所に於ける相場圖



危険の轉嫁

取引所に對する取締

外國貿易

相場の變動は頻繁であるが、その變動の幅は狭小であつて、これにより不意に大變動を起すことを避けることが出来る。更に取引所は商人及び生産者を相場變動による危険から免れさせることが出来る。例へば米を大量に仕入れた商人が直ちに取引所で賣約定をして置けば、たとひその後相場が下落することがあつても損失を被らずにすむ。このやうに取引所は重要な商業機關であるから、その設立には政府の免許を要し、その業務についても種々の制限監督が加へられてゐる。

第二十九課 外國貿易

今日では物資の交換はひとり國內ばかりでなく、外國との間にも行はれ、有無相通ずることになつてゐる。このやうに外國との間に行はれる商業を外國貿易といふ。外國貿易は、距離が隔たつ

輸出貿易  
輸入貿易  
通過貿易

貿易統制

關稅

てゐるばかりでなく、通常、人種を異にし、風俗習慣言語を異にする者との間に行はれる商業で、且通貨も異なるから、自ら内國商業と違ふ所がある。

外國貿易には輸出貿易と輸入貿易との別がある。貨物が外國へ出る場合を輸出貿易といひ、外國から入る場合を輸入貿易といふ。又或外國から入つた貨物が我が國を通過して他の外國に積出されることもある。これを通過貿易といふ。

外國貿易は通常、これを自由に放任することなく、種々の手段によつて制限や奨励を加へてゐる。その手段の中、最も重要なものは關稅である。關稅は國境を出入する貨物に對して課せられる租稅であつて、これに輸出稅、輸入稅及び通過稅の三種がある。

その他、輸入を制限するために、一定商品の輸入について政府の許可を受けさせたり、輸出國に向つて輸入許可量の割當を行つ

たり、輸入のために必要な外國爲替を管理したりなど種々の手段が講ぜられる。

他方、輸出を奨励するためには輸出奨励金を與へたり、輸出に際して既に徴收した租稅を返戻したり、又輸出補償といつて輸出爲替について保護手段を採つたりなどする。

第三十課 商港及び稅關

商港

開港

商港の設備

稅關

商業上の目的のために貨物の積卸及び旅客の乗降の行はれる港を商港といひ、その中、外國貿易に開放せられてゐるものを開港といふ。

商港には船舶の出入、碇泊を便にするため、港口、通路、防波堤、燈臺、浮標、碇泊所などを設け、旅客の乗降、貨物の積卸、保管を便にするため、棧橋、岸壁、起重機、上屋及び倉庫、臨港鐵道などを設ける。

重要な開港その他には稅關、稅關支署などが置かれてゐる。稅關

貨物の通過  
手續

税關貨物取  
扱人

保税倉庫

は關稅その他の徵收、船舶及び貨物の取締、保税倉庫その他の監督などを行ふ官署である。

貨物の輸出入をしようとする者は税關に輸出又は輸入の申告をなし、貨物の検査を受け、有税品の場合には關稅を納付した後、輸出免狀又は輸入免狀を得なければならない。

この通關手續は相當煩雜であるから、廣く輸出入者の委託を受けて手續の代行を業とする税關貨物取扱人がある。

税關に附隨して保税倉庫と保税工場とがある。

保税倉庫は輸入手續未済の貨物を保管することを目的とする特別倉庫であつて、官設と私設とがある。有税品が輸入せられた場合には陸揚後直ちに輸入税の納付を要するから、輸入者にとつて資金の都合上不便な場合もある。又輸入貨物を外國に積戻すには再輸出の手續をしなければならない。このやうな不便を

輸出申告書 北洋丸 船 60110

輸出日 12月14日

品名	包装用紙	数量	50
品名	紙	数量	195000

大日本郵船株式会社

輸出申告書 北洋丸 船 60110

輸出日 12月14日

品名	包装用紙	数量	50
品名	紙	数量	195000

大日本郵船株式会社

輸入申告書 平安丸 船 13835

輸入日 12月14日

品名	自動車	数量	17
品名	以下空白	数量	

大日本郵船株式会社

輸入申告書 平安丸 船 13835

輸入日 12月14日

品名	自動車	数量	17
品名	以下空白	数量	

大日本郵船株式会社

保税工場

避けるために設けられたのが保税倉庫であつて、これに入庫した貨物は三箇年を限り、輸入税の徴収を猶豫せられることになつてゐる。

次に保税工場は輸入手續未済の貨物に加工製造などを施すための工場であつて、その製品が外國に輸出せられる場合には輸入税の支拂を要しない。

第三十一課 商工會議所

商工會議所

商業の助成發達を圖る機關には種々あるが、その一として商工會議所がある。商工會議所は都市その他に於ける商工業者が商業の改善發達を圖ることを目的として設立する公共團體である。

事業

商工會議所は商工業に關する通報、仲介又は斡旋、調停又は仲裁、證明又は鑑定、統計の調査及び編纂、商工相談所の設置、その他、商

機關

工業の改善發達を圖るのに必要な事業を行ふ。又商工會議所は商工業に關する事項について官廳への建議、官廳よりの諮問に對する答申、官廳の命ずる調査にも當る。

商工會議所の機關としては、先づ議員總會がある。これは一定の資格を有する商工業者の選舉した議員と、重要商工業を代表させるために選定した議員とからなり、重要事項の議決に當る。次に役員として會頭、副會頭、常議員などがあり、又事務をとる理事もある。

商工會議所は地方的に集つて聯合會を組織し、更に全國的聯合會として日本商工會議所を組織する。

第三十二課 同業組合

日本商工會議所

同業組合

同業者が多數ある場合には往々にして過度の競争を行ひ、その間に種々の弊害を生ずることがある。故に同業者が協同一致し

重要物産  
同業組合

て營業上の弊害を矯正し、進んでその利益を増進するために同業組合が作られることになつた。これに重要物産同業組合と準則組合との二種がある。

(一)重要物産同業組合 重要物産同業組合法に従つて設立せられる同業組合であつて、政府の認定する重要物産の生産製造又は販賣に當る營業者によつて組織せられる。この同業組合の設置には政府の認可を要し、その地區内に於ける同業者は必ずこれに加入しなければならぬ。

事業

同業組合はその目的を達するために種々の事業を営んでゐるが、最も重要なものは營業品の検査である。即ち粗製濫造品を防ぐために、組合は検査規定を設け、検査員を選んで營業品の検査を行ふ。又商工業者の同業組合では賣崩の弊を防ぐために必要なときは、商品の價格協定をすることが許される。しかし同業組

同業組合  
聯合會  
準則組合

合は營利事業を行ふことを禁止せられてゐるばかりでなく、組合員のために金融や共同購買、共同販賣などを行ふことも許されない。

同業組合は相互の氣脈を通じ十分にその目的を達するために、同業組合聯合會を作ることが出来る。

(二)準則組合 同業組合準則に従つて設立せられる同業組合である。この組合は重要物産同業組合と異なり、營業の種類に制限がなく、その設置に政府の認可を必要としない。しかし同業者の加入を強制することは出来ない。

第三十三課 商業興信所

商人はその取引先について十分の知識をもつことが必要である。即ち取引先の營業状態や財産状態ばかりでなく、人物、経歴、才能などについて調査しなければならぬ。このやうな調査を興

興信調査

商業興信所

信調査といふ。

興信調査は商人自らその取引先の同業者や取引銀行その他について行ふこともあるが、この調査を専門に行ふ機關を利用することが便利である。この機關が商業興信所であつて、現今我が國では相當の發達を遂げてゐる。

商業興信所の業務

- (一) 調査に關する問合の回報
- (二) 重要な事件についての警告
- (三) 日報・週報・月報などの配布
- (四) 重要參考資料の蒐集及び公表
- (五) 信用調査上有益な秘密書類の内閣

第三十四課 個人商人

個人商人

商業にはこれを營む主人が一人である場合と二人以上が協同

個人商人の長所

する場合とがある。一人で營むのを個人商人といひ、主人はその營業に必要な資本金を獨力で提供し、且通常自ら營業の指揮に當る。營業の結果生じた損益は主人がこれを全部負擔する。

個人商人には大體次のやうな長所がある。

- (一) 營業の成敗は直ちに主人の地位・名譽・財産などに大きな影響を及すから、主人の營業に對する態度は眞劍で、執着心も強くなる。随つて成功の機會が多い。
- (二) 通常營業上の事件は主人一人の考で裁くから、相談に手間取ることなく、敏速に處理することが出來、有望と信ずる新しい仕事に向つて積極的に邁進することも出来る。
- (三) 營業の機密が十分に保たれる。

しかし個人商人には又次のやうな短所の伴なふことを免れない。

個人商人の短所

- (一) 一個人の資力及び信用には限りがあるから、多額の資本を得て大事業を営むことは困難である。
  - (二) 才能・技倆にも限りがあり、又過失の生ずることも多い。
  - (三) 主人の疾病・老衰・死亡などのやうな一身上の故障が直ちに營業に影響を及し、時には廢業しなければならぬやうな場合もある。
  - (四) 營業が失敗した場合に主人の負ふ財産上の責任は極めて重いから、危険の多い商業を営むには適しない。
- このやうにして、現今では稍、大規模の商業は會社その他によつて營まれるものが多くなつて來たが、個人商人にも前記のやうな長所があつて、なほ最も廣く行はれてゐる。

第三十五課 組合

組合

二人以上が協同して商業を営むときに組合を組織することが

ある。組合には種々の目的をもつものがあり、その種類も多いが、先づ次の二種がある。

民法上の組合

(一) 民法上の組合 二人以上が契約を結び、資本金を出し合つて共同の事業を営み、損益を分配する組合で、民法の規定に従ふものである。この組合は一回限りの取引のため、或は短期の商業を營むために屢、利用せられる。又長期の商業を營むために作られることもあるが、この場合、實際には事業の基礎が強固になると會社に改められることがすくなくない。

業務の執行と損益の負擔

民法上の組合では、原則として組合員の全部が業務の執行に當るのであるが、又組合員中の一人或は數人に委任してもよい。營業の結果生じた損益は豫め約束した割合に従つて各組合員の分擔となる。もし割合について約束がなければ出資額に應じて分擔する。

匿名組合	業務の執行と損益の負擔	會社	法人	社員
<p>(二)匿名組合 二種の組合員からなる組合であつて、自己の名を公表して商業を営む者と、自己の名を匿して金銭その他を出資し利益の分配に與る者とが集つて組織する。この場合に前者を營業者といひ、後者を匿名組合員といふ。</p> <p>匿名組合では業務の執行は營業者がこれに當り、匿名組合員はこれに關係せずたゞ監督權をもつに過ぎない。營業の結果生じた利益は豫め約束した割合に従つて匿名組合員に分配し、損失も通常、匿名組合員の分擔となる。</p> <p>第三十六課 合名會社及び合資會社</p> <p>二人以上協同して商業を営むものに組合の外、會社がある。會社は法律により一箇の人格を與へられた法人であつて、會社そのものが普通人と同様に權利を有し、義務を負ふことが出来る。會社を組織し、出資する人を社員といふ。社員には一定の責任があつて、その負ひ方により次の二種となる。</p> <p>(一)無限責任社員 會社の財産だけで會社の債務を返済することの出来ない場合に、無限責任社員は自己の全財産を投出して返済しなければならぬことに定められてゐる。</p> <p>(二)有限責任社員 會社に出資を約束した金額以上には責任を負はない。</p> <p>會社を設立する手續は會社の種類によつて異なるが、いづれの會社でも定款を作成し、裁判所に登記することを要する。定款は會社の重要事項を定めた根本規則である。</p> <p>商法の規定する會社には合名會社、合資會社、株式會社及び株式合資會社の四種がある。こゝでは先づ合名會社と合資會社について説明する。</p>				

合名會社	種類	設立
<p>(一)合名會社</p>		

出資

連帶無限責任を負ふ社員ばかりによつて組織せられる。合名會社の社員は金錢その他の財産ばかりでなく、勞務又は信用を出資とすることも出来る。

業務の執行

合名會社では各社員が皆、會社業務の執行に當ることを原則とする。即ち才能技術を異にする數人の社員がそれらの長所に従つて業務を分擔するなどは最も有効な方法である。しかし合名會社の社員は必ずしも皆業務をとる必要はなく、一部の社員を業務執行社員又は代表社員に選んで業務に當らせることも出来る。この場合にそれ以外の社員は監督の權利を有する。

責任負擔

合名會社の社員は無限責任を負ふから、個人商人と同様に責任が重いばかりでなく、連帶責任であるから、他の社員の負擔すべき部分についても責任を負はなければならない。故に合名會社は互に十分信頼する人々の間に限つて組織せられ、實際上は父

合資會社

子兄弟その他の親族の間に行はれることが多い。  
(二)合資會社

無限責任社員と有限責任社員とから成る會社であつて、無限責任社員は大體合名會社の社員と同一の權利義務を負ふ。有限責任社員の出資は金錢その他の財産に限る。さうして業務を執行することは出来ないが、一定の監督權を有する。合資會社は有限責任社員を包含するから、合名會社に比べて廣い範圍から社員を求めることが出来る。現今、我が國では會社の中で合資會社が最も多く利用せられてゐる。

第三十七課 株式會社

株式會社

株式會社は有限責任を負ふ株主から成る會社である。

株式  
株主

株式會社ではその資本金を均一の金額に分ける。これを株式といひ、この株式の所有者を株主といふ。株式は我が國では五十圓

機關

株主總會

のものが多し。この一株五十圓の株式が幾萬株と集まると巨額の資本金となるわけであるが、一人の株主がいくらでも多數の株式を所有することが出来る。現今、大株式會社では、通常、株主の數が極めて多くて、一萬人以上のものもすくなくない。

株式會社では多數の株主は會社の業務に關係しない。たゞ定時又は臨時に開かれる株主總會に出席して、會社の大方針その他の重要事項を決定したり、毎期の決算を承認したりなどする場合の決議に参加する権利を有するだけである。

業務の執行は取締役に一任せられ、取締役は株主總會で選ばれる。取締役の中には社長、副社長、専務取締役、常務取締役などがある。つて、通常、會社を代表したり、日常の業務を執行したりする。このやうに株式會社の業務は總べて取締役によつて行はれるから、株主に代つて取締役の行動を監督し、會社の業務や財産の狀況

取締役

監査役

重役

株券

株式會社の長所

株式會社の短所

を檢查するなどの任に當るものとして監査役がある。監査役も株主總會で選ばれる。この取締役と監査役とを實際上では屢、重役と呼ぶ。

株式會社では株式の證として株券を發行する。株券は有價證券の一種であつて、その賣買讓渡によつて株主の權利、義務が移轉する。株券は通常、記名式である。

このやうに、株式會社では出資者たる株主と業務の執行に當る重役とが分れてをり、株主の責任は有限であり、且株券の賣買讓渡は自由であるから、多數の人々が容易に株主となつて大事業に参加することが出来る。

しかし株式會社では株主が業務に關與しないために事業に對する理會に乏しいから、たゞ目前の利益配當の多いことばかりを望んで永遠の發展を考へず、又、重役中には往々自己の利益に

株式合資會社

重きを置くといふやうな弊を伴ふこともある。株式合資會社は無限責任社員と株主とから成る會社であつて、恰も合資會社に於ける有限責任社員を株主に取替へたやうなものである。しかし株式合資會社の必要は餘り認められてゐない。

第三十八課 産業組合

産業組合

現今、農村などで盛に産業組合が活動してゐる。産業組合は組合員の營む産業又は家事經濟の發達を圖るために設立せられる組合であつて、次の事業を營むことを原則とする。

- (一) 組合員に必要な資金を貸付け及び貯金の便宜を得させること。(信用組合)
- (二) 組合員の生産物を賣却すること。(販賣組合)
- (三) 組合員の必要品を買入れ、又はこれを生産して組合員に賣却

すること。(購買組合)

(四) 組合員に必要な設備を利用させること。(利用組合)

このやうに産業組合は組合員のために物品の賣買を行つたり、資金の融通を圖つたり、設備を利用させたりする團體であり、随つて或程度まではこれまで學んだ商人や銀行などに代るものである。しかし商人も亦金融や共同購入などのために産業組合を設立することが出来る。

産業組合は法人であつて、組合員は必ず一口以上の出資をしなければならぬ。出資一口の金額は定款によつて定められるが、その金額は均一であることを要し、且五十圓以下に限る。

産業組合は前記四種の事業中、一種又は數種を營むことが出来る。現今、最も多いのは信用販賣購買利用組合である。又組合員の負ふ責任から見ると、産業組合には無限責任、有限責

種類

機關

任及び保證責任の三種がある。保證責任組合では組合財産によつて債務を完済することが出来ない場合に、組合員全部がその出資額の外に一定の金額を限度として責任を負担する。現今、最も多いのはこの保證責任組合である。

産業組合の機關としては理事、監事及び總會がある。理事及び監事は總會で組合員中から選任せられ、理事は業務の執行に、監事は監督に當る。總會は重要事項の決議に當り、その議決權は出資額の多少に拘らず、各組合員とも平等である。

産業組合の設立には府縣知事などの許可を必要とし、種々の監督を加へてゐるが、他方、法人税營業稅等を免除したり、大藏省預金部の低利資金を融通したりなどして種々の保護助長を與へてゐる。

監督及び保護  
産業組合聯合會

産業組合は大體府縣別に集つて産業組合聯合會を組織し、所屬

産業組合  
中央金庫  
産業組合  
中央會

組合のために大量取引の便益を與へたり、資金の融通を圖つたりなどする。更に全國に亘り、産業組合聯合會によつて組織せられる大規模の聯合會も數箇ある。且産業組合全體の中央金融機關として産業組合中央金庫があり、又組合の普及發達及び聯絡を圖る中央機關として産業組合中央會がある。

第三十九課 商業組合

商業組合

商業の改良發達を圖るために、商人の間にも農村に於ける産業組合に相當する團體を作る必要が認められて商業組合が設立せられることになり、近來漸次發達しつゝある。

組織

商業組合は同業者が集つて組織するばかりでなく、一定地區内や商店街で營業する各種商人が組織することもある。組合員は通常、一口以上の出資をしなければならぬ。

事業

商業組合は一面、産業組合と同じやうな事業を行ふ。即ち取扱商

機關

監督及び保護

品、包装材料その他の共同仕入や組合倉庫による共同保管や貨物自動車、オートバイ等による共同運搬を行つたり、又組合員に對する資金の貸付や貯金の受入を行つたりなどする。他面、商業組合は販賣値段の協定などのやうな營業上の統制を行ふ。この統制は通常、組合員に對してだけ行はれるのであるが、政府の命令があれば組合員以外の同業者にも及される。その他、商業組合は組合員の營業に關する指導、研究、調査などを行ふ。商業組合は産業組合と同様に法人であつて、總會、理事及び監事の機關を有し、それらの職務などは大體、産業組合と同一である。

商業組合に對しては政府は監督を加へると同時に保護助長を與へてゐる。即ち倉庫、自動車等の設備や研究、調査その他に對して補助金を交付したり、大藏省預金部からの低利資金を融通したりなどする。又組合に對しては諸種の租税が免除せられる。なほ政府と商業組合などの共同出資によつて商工組合中央金庫が設立せられ、商業組合などに對し、資金を融通し、組合を通じて組合員の金融を援助する。

第四十課 公企業

公企業

商工組合  
中央金庫

各種の商業は私人や私人の團體ばかりでなく、國家や市町村などによつても營まれる。例へば鹽の專賣は政府によつて行はれ、市内電車には市營のものが多し。このやうに國家や市町村などが種々の事業を營むことを公企業といふ。公企業は私人の極端な營利を防ぎ、特に獨占を阻止して公益を主眼とする事業の經營には適當である。しかし商業を營むのに不適當な場合もある。

又國家が私人と協同で出資して事業を營む場合もある。これを

公私合同企業

事業の結合

公私合同企業といひ、民間の資本を取入れ且管理上の改善を行ふことを目的とする。南滿洲鐵道株式會社の如きはその一例である。

第四十一課 カルテル及びトラスト

同種の事業を営むものが激しい競争を行ふときは共に損害を被るばかりでなく、一國全體としても不利な場合がある。故にこの競争を緩和するために同業者が結合して市場を統制するやうになる。即ちカルテルやトラストが発生する。

(一)カルテル 獨立の同業者間に賣買條件、販賣値段、生産高、販賣區域などについて協定したり、又各自の製品を協同で販賣したりするものをカルテルといふ。

(二)トラスト 同業者が合同して一箇の大會社を組織し、製造や販賣を統一するものをトラストといふ。なほ表面は二箇以上の

カルテル

トラスト

カルテル及びトラストの利害

會社でありながら、内實は統一せられてゐる場合もトラストである。

カルテルにしてもトラストにしても過度の競争による無駄を省き生産費を安くすることが出来ると共に、同業者の共倒れになることを防ぐことも出来る。随つてカルテルやトラストによつて市場統制が適度に行はれるならば一國全體としても有利であるから、國家がこれを助成したりその結成を命じたりすることがある。しかしカルテルやトラストの行動は市場獨占到伴なふ弊害に陥ることがあるから、嚴重に警戒しなければならぬ。

第四十二課 費用と利益

商業を営む場合には地代、家賃、使用人給料、旅費、荷造費、配達費、通信費、文房具費その他種々の費用を必要とする。又直接に營業上

費用

固定費變動費

の活動のために生ずる費用の外に、火災盗難などによつて損失を生ずることもある。  
これ等の費用は營業上の取引によつて回収せられなければならないものであるが、費用の中には取引高の多少に拘らず大體一定してゐるものと、取引高に應じて増減するものがある。これをそれ〴〵固定費及び變動費といふ。地代家賃や給料などは概ね固定費であつて、これは取引高が増加すると一單位當りの負擔が軽くなり、反對に取引高が減少するとその負擔が重くなる。故に既に第一學年で學んだやうに、取引高を多くして固定費の負擔をすくなくすることが必要である。

總益金純益金

簿記で學んだやうに、商品賣買業では賣上金額から仕入金額仕入費などを差引いたものが總益金であり、この總益金から一切の費用を差引いた残額が純益金である。この純益金の資本金に

収益率

對する割合を収益率といふ。個人商人にあつては純益金の一部が營業の充實擴張に充てられ、他の一部は主人の生活費その他に用ひられる。會社に於ても純益金の一部が諸種の積立金などとして社内に留保せられ、他の一部は配當金賞與金などとして社員株主重役などに分配せられる。

商業を營む者の使命

商業を營む者は先づ商品の配給、旅客及び物品の運送、貨物の保管、保險、資金の融通その他を低廉な費用を以て行ひ、一國全體のためにその任務を盡し、しかる後これに對する報酬として適正な利益を收得するやうに努めなければならない。

高等小學 商業教科書 第二學年兒童用 終

昭和十七年九月十五日 修正印刷  
昭和十七年九月十日 修正發行  
昭和十七年九月三十日 翻刻印刷  
昭和十七年九月三十日 翻刻發行



昭和十七年九月十日  
文部省檢査濟

著作權所有

著作兼  
發行者

文部省

東京市京橋區銀座一丁目五番地  
翻刻發行者 大日本圖書株式會社

代表者 杉山常次郎

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地  
印刷者 青木弘

東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地  
印刷所 大日本印刷株式會社

發行所

大日本圖書株式會社

高等小學商業教科書 第二學年兒童用 19

定價金十九錢

須惠棧

冊

広島大学図書

2000014601

